

無人航空機の登録制度

令和2年6月公布、令和4年6月施行

- 航空法違反事案や事故発生時に確実に所有者を把握し、原因究明や安全確保のための措置を講じさせるため、無人航空機の機体の所有者・使用者の登録制度を創設。
- 令和4年6月20日に当該制度が開始され、以降、100g以上の無人航空機の登録が義務化。登録後は、登録記号の表示、リモートIDの搭載が必要。
- 令和7年6月19日より、3年間の登録有効期間の満了を迎えた機体において、更新手続きを行わなかった有効期限切れの機体が一定数発生。その結果、令和7年6月30日時点での無人航空機の登録数は前月末から減少した。なお、令和7年12月末時点での登録数は、約36万機となっている。
- 登録制度に関するポスター・チラシのHP公表やイベント時の配布等を通じて、確実な登録/更新を促進。

登録制度の概要

①登録申請 所有者



オンラインで手続（※郵送も可）

機体情報

製造者、型式、製造番号 等

所有者・使用者情報

氏名・名称、住所 等

国土交通大臣 (登録)



内容をチェック

登録記号通知

(例) JU××

②機体へ表示

- ・機体に直接記載又は貼付
- ・登録記号を含む機体識別情報を発信（リモートID機能）

制度の周知活動について

- ・登録義務化となったことを周知するポスター・チラシを作成し、国交省HPでの公表やイベントでの配布を通じて、登録義務化の周知を強化。
- ・家電量販店・通販サイト等へ周知を依頼。
- ・令和7年6月から登録有効期間が満了する機体が発生することの周知を実施。



登録機体数

